

○厚生労働省告示第三百五十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

1の生物学的製剤の表経口生ポリオワクチンの項の次に次のように加える。

不活化ポリオワクチン（ソーワクチン）	1,274,400円	内容量が0.5mLであるとき。 20本
--------------------	------------	------------------------

2の生物学的製剤の項経口生ポリオワクチン（最終段階）の目の次に次の一目を加える。

不活化ポリオワクチン（ソーワクチン）

生物学的製剤基準の不活化ポリオワクチン（ソーワクチン）の条の3.6.5に規定する試験法によるものとする。